

<租税条約におけるNEXI付保債権に係る利子所得免税規定の状況>

租税条約締結国・地域(49条約:60ヶ国・地域適用^{※1} / 2013年3月現在)

免税規定のある国・地域

●NEXIについて個別規定となっている国・地域(12ヶ国・地域)

アメリカ、イギリス、オランダ、カザフスタン、サウジアラビア、スイス、パキスタン、フィリピン、フランス、ブルネイ、香港、ルクセンブルク

●NEXIについて個別に規定されていない国(包括規定)

免税を確認している国 (3ヶ国)

インドネシア
メキシコ
ロシア

免税について未確認の国(25ヶ国) (但し、免税される可能性あり)

アゼルバイジャン ^{※2}	アルメニア ^{※2}	イスラエル
インド	ウクライナ ^{※2}	ウズベキスタン ^{※2}
カナダ	キルギス ^{※2}	グルジア ^{※2}
シンガポール	スロバキア ^{※3}	タジキスタン ^{※2}
チェコ ^{※3}	中国	トルクメニスタン ^{※2}
ノルウェー	ハンガリー	バングラデシュ
ブルガリア	ベトナム	ベラルーシ ^{※2}
ポーランド	南アフリカ	モルドバ ^{※2}
ルーマニア		

免税規定のない国 (14カ国)

アイルランド	イタリア
エジプト	オーストリア
スウェーデン	スペイン
スリランカ	デンマーク
ドイツ	トルコ
ニュージーランド ^{※4}	フィジー ^{※5}
フィンランド	ベルギー

◎代位債権について免税規定のある国(6ヶ国)

オーストラリア、韓国、ザンビア、タイ、ブラジル、マレーシア

^{※1} 租税情報交換協定を除く。 ^{※2} 日ソ連条約(1986年)を適用。 ^{※3} 日チェコスロヴァキア条約(1978年)を適用。 ^{※4} 条約の改正交渉中。 ^{※5} 日英条約(1963年)を適用。

注)本資料は、各国との租税条約におけるNEXI付保債権の取扱い状況を示すものです。個別の債権に対する課税については、各国の税務当局に御確認ください。よろしくお願いいたします。